

用語の解説

【あ】

【い】

一酸化窒素（NO）

物を高温下で燃焼すると、主として一酸化窒素が発生するが、一酸化窒素は酸化されて二酸化窒素となる。一酸化窒素よりも二酸化窒素の方が毒性が強いため、二酸化窒素に関心が集中している。

一般環境大気測定局

大気汚染防止法（1968）に基づき、大気の汚染の状況を常時監視するために設置される測定局のうち、大きな発生源の影響を受けない住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されたものを一般環境大気測定局という。一般環境大気測定局の目的は、環境基準の適合状況の把握、大気汚染対策の効果の確認など地域全体の汚染状況を把握すること、特定発生源の影響を受け高濃度の局所汚染が出現しやすい地域での緊急時の措置に対処することなどである。広島市では、7局設置している。（三篠小学校、皆実小学校、井口小学校、安佐南区役所、可部小学校、福本小学校、伴小学校）

【う】

【え】

A特性音圧レベル

聴感補正回路を人間の聴覚に合わせたA特性で測定した騒音レベル。

【お】

音の大きさの例

90dB：大声による独唱、騒々しい工場の中	50dB：静かな事務所
80dB：地下鉄の車内	40dB：図書館、静かな住宅地の昼
70dB：電話のベル、騒々しい街頭	30dB：郊外の深夜、ささやき声
60dB：静かな乗用車、普通の会話	20dB：置時計の秒針の音（前方1 m）

音圧レベル

音の物理的なエネルギーを表すための量であって、単位はデシベル（dB）。ある音の音圧レベル L_p は、 $L_p = 20 \log (p/p_0)$ で定義される。ここで、 p はある音の音圧レベル（単位は μPa ）で、 p_0 は基準音圧（ $20 \mu\text{Pa}$ ）である。耳が健常である若い人が聞き取れる周波数 1,000Hz の最小の音の平均的音圧は $20 \mu\text{Pa}$ であるので、その値を基準音圧としている。同じ周波数で音圧レベルが2倍になれば、人間には2倍の大きさで聞こえる。しかし、周波数が異なると同じ音圧レベルの音であっても、人間には同じ大きさの音とは感じられない。人間が聞き取れる音の周波数は 20Hz～2,000Hz であるが、この範囲において音圧レベルが 130dB 以上の音は痛みとなって音の感覚でなくなる。

温室効果ガス

温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、フロン等の赤外線を吸収し大気を温暖化させる気体の総称である。これらの気体は産業革命以降人間活動の影響により増加しており、これら温室効果ガスが増加すると温室効果も大きくなり地球表面の温度が上昇し、地球環境に大きな変化を与えると懸念されている。

【か】

環境基準

環境基本法に基づき、健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、

物質の濃度や音の大きさについて定められているもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定められている。

環境騒音

ある地点において、特定の音源がはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいう。

【き】

寄与濃度

発生源から発生する汚染物質の濃度をいう。

【く】

【け】

建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称して建設副産物という。資源リサイクル法(1991)により規定される再生資源と、廃棄物処理法(1970)により規定される廃棄物の2つの概念が含まれ、内容は3つに区分される。

- (1) 中間処理を必要とせず、そのまま原材料として利用されるもの。建設発生土や予め分別されたガラスくず、金属くず、廃木材、紙くず等の再生資源(他人に有償で売却できる有価物)。
- (2) 原材料として利用が不可能な廃棄物など。有害・危険な廃棄物(廃石綿、廃PCB、引火性廃油などの特別管理産業廃棄物)、および、現場事務所ごみや工事現場内の燃えがら(一般廃棄物)。
- (3) 中間処理を行うことによって、原材料として有効利用の可能性があるその他の廃棄物。代表的には、アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物など。適正な処理に係る総合的な対策として、建設副産物適正処理推進要綱(2002改正)が、発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準について定める。

【こ】

【さ】

【し】

事後調査

環境影響評価などで、選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果にかかる知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において、環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査。

自動車騒音

自動車の走行に伴い発生する騒音で、道路交通騒音ということもある。騒音の主な要因は、エンジン本体音、冷却ファンの音、吸気音、排気音、タイヤ音等である。自動車騒音を低減するために、1971年以来、騒音規制法(1968)に基づき自動車騒音の大きさの許容限度が設定され、エンジンの改良や低騒音タイヤの開発等の音源対策が実施されている他、交通流対策、道路構造の改善、民家防音工事等が実施されている。しかしながら、自動車騒音は、自動車の排気ガスによる大気汚染問題とあいまって、各地で道路公害訴訟等として大きな問題になっている。

地盤卓越振動数

地盤卓越振動数は原則として大型車の単独走行を対象とし、対象車両の通過ごとに地盤振動を

1/3 オクターブバンド分析器により周波数分析し、振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数を読み取り、これらを平均した数値。

車種別パワーレベル

車種別の騒音パワーレベル。騒音の予測は、車種ごとに騒音パワーレベルを設定して行う。本業務では大型車と小型車に分類し、予測を行った。

臭気指数

臭気を感じなくなるまで希釈した場合の希釈倍数の対数を 10 倍した値で、悪臭防止法（1971）及び同法施行規則により定義されている。

同法による発生源の規制は、法制定当初から『特定悪臭物質』の濃度により規制する方法がとられてきたが、1995 年改正により人の嗅覚を用いて判定する方法として、臭気指数規制が追加して導入された。同法に基づく規制基準は、『臭気強度』2.5～3.5 の範囲に相当する『特定悪臭物質』の濃度の範囲で都道府県知事が規制地域と規制基準を定めることとされているが、臭気指数に関する規制については、この悪臭強度 2.5～3.5 の範囲に相当する臭気指数として 10～21 の範囲内と定められている。

振動レベル

振動のエネルギーの大きさを示す振動加速度レベルを振動感覚補正特性で補正した量。振動レベルは、人体の全身を対象とした評価尺度として、鉛直振動感覚補正特性によって補正した測定値として算出されている。単位はデシベル(dB)である。

振動レベルの 80%レンジ上端値（ L_{10} ）

振動レベルの 80%レンジ上端値とは、測定した騒音データを大きいものから順に並べ、その大きい方から 10%の場所に位置する値により、何デシベルの振動に相当するかを示したものである。道路交通振動の要請限度及び特定建設作業の振動規制基準には、振動レベルの 80%レンジ上端値による値が用いられている。

【す】

【せ】

【そ】

騒音

望ましくない音。ある音が騒音かどうかは人の主観的な判断によるものなので、ある人にとって好ましい音であっても、他の人にとっては騒音と認識されることもある。一般的には、生理的な影響（聴力障害、睡眠障害等）、心理的な影響（会話障害、作業効率低下等）、社会的な影響（地価の低下等）を及ぼす音をさす。

騒音は、環境基本法（1993）で定義されている典型七公害のひとつで、地域住民からの苦情件数が多い公害である。騒音の発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがある。

騒音に係る環境基準

環境基本法（1993）に基づく基準で、前身の公害対策基本法（1967）に基づいて、生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい騒音に係る基準（昭和 46 年閣議決定、平成 10 年環境省告示 64 号で改正）として定められる。

地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、都道府県知事が類型を当てはめる地域の指定を行うことになっている（類型あてはめ）。例えば、「療養施設が集合して設置される地域

など特に静穏を要する地域」である AA 類型の夜間における環境基準は、40dB 以下と定められている。

1998 年の改正において、それまで騒音レベルの中央値 (L_{50}) で定められていた基準値を、等価騒音レベル (L_{Aeq}) で評価する基準値に改正された。この環境基準は、自動車騒音について適用され、在来線鉄道騒音及び建設作業騒音には適用されないことになっている。なお、航空機騒音と新幹線騒音については、別途、環境基準が設定されている。

騒音レベル

騒音計で測定された測定値のこと。騒音計でセットされている周波数補正回路の A 特性で重みづけられた音圧の値 p_A を 2 乗した数値を、基準音圧 p_0 ($=20 \mu Pa$) を 2 乗した数値で除した値の常用対数の 10 倍で示される。すなわち、騒音レベル (LA) は、

$$LA = 10 \log (p_A^2 / p_0^2)$$

で示される。単位はデシベル (dB) である。dB (A) 又はホンで記載されることもある。

騒音レベル中央値 (L_{A50})

騒音レベル中央値とは、測定した騒音データを小さいものから順に並べその中央に位置する値 (例えば 5 つのデータがあった場合、小さいものから並べて 3 つ目の値) により、何デシベルの騒音に相当するかを示したものである。

相関係数

相関係数は 2 つの変量の相関の度合いを数値で表したものの。

【た】

大気安定度

空気の拡散のしやすさを「大気安定度」という。乾燥した空気は上昇 (下降) した場合には $0.0098^\circ C/m$ の割合で温度が低下 (上昇) する性質を持つ (湿度を持つ空気の場合には約 $0.0065^\circ C/m$)。実際の大气中ではその時の気象条件により、また時の経過とともに温度の分布は変化する。例えば、 $0.0098^\circ C/m$ の乾燥空気があると仮定する (A) と、この中の一部の空気塊が上昇 (下降) すると $0.0098^\circ C/m$ の割合で気温低下 (気温上昇) が起こるが、周りの空気の温度もこれと同じ割合で気温が上昇 (低下) するので、上昇した空気塊はそのままの位置に留まることになる。ところが例えば $0.0098^\circ C/m$ よりも温度の低下割合が大きい乾燥空気があると仮定する (B) と、この中の一部の空気塊が上昇 (下降) すると、 $0.0098^\circ C/m$ の割合で気温低下 (上昇) するが、周りの空気に比べて空気塊は温度が高く (低く) さらに上昇 (さらに下降) しようとしてより拡散し易くなる。同様に例えば $0.0098^\circ C/m$ よりも温度の低下割合が小さい乾燥空気 (C) では空気塊が上下に移動してももとの位置に戻ろうとするために拡散しにくくなる。(A) を「中立」、(B) を「不安定」、(C) を「安定」な状態と呼ぶ。

(C) の典型的な状態が『逆転層』である。

大気汚染に係る環境基準

環境基本法 (1993) に基づく基準で、前身の公害対策基本法 (1967) に基づいて、生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい大気汚染に関わる基準として定められたもの。1973 年に初めて定められたのち、1996 年に二酸化窒素に関する基準が追加されるなど、数次に渡る改正がされている。

この環境基準では、二酸化硫黄 (SO_2)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM) 及び二酸化窒素 (NO_2) について、それぞれ 1 時間値の 1 日平均値が $0.04 ppm$ 以下かつ 1 時間値が $0.1 ppm$ 以下、1 時間値の 1 日平均値が $10 ppm$ 以下かつ 1 時間値の 8 時間平均値が $20 ppm$ 以下、1 時間値

の1日平均値が0.10mg/m³以下かつ1時間値が0.20mg/m³以下、1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppm内またはそれ以下とし、また光化学オキシダント（O_x）については1時間値が0.06ppm以下と定めている。

短期的評価

1年間で得られたすべての1時間値、日平均値あるいは8時間平均値が、環境庁告示で定められている環境基準を満足しているか否かを判定する評価方法。従って、1回でも環境基準を超過していると、短期的評価に不適合と評価される。

短期予測

大気に係る環境基準について、短期的評価と比較するための予測。1時間値、日平均値あるいは8時間平均値の最大値を予測する。

【ち】

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。太陽から届く日射が大気を素通りして地表面で吸収され、加熱された地表面から赤外線形で熱が放射され、温室効果ガスがこの熱を吸収し、地球の平均気温を約15℃に保っているが、仮にこのガスがないと-18℃になってしまう。ところが、近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、干ばつなどの問題を起こし、人間や生態系に大きな影響を与えている。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

窒素酸化物（NO_x）

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。通称ノックス（NO_x）ともいう。

大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。そこで、健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められている。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつである。

長期的評価

二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）及び一酸化炭素（CO）の4物質について、1年間の測定結果が環境基準に適合したか否かを判断する際に用いられる評価方法。

ある地点における大気汚染物質の測定結果が環境基準に適合しているかどうかを判断する際は、4月から翌年3月までの1年間で得られたすべての測定値を用いて評価する。

長期予測

大気に係る環境基準について、長期的評価と比較するための予測。年間の日平均値を予測する。

【つ】

【て】

低振動型（建設機械）

国土交通大臣が別に定める低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき、騒音・振動対策の一環として、振動低減量などの一定要件に適合する建設機械として指定された建設機械をいう。

定性的予測

専門家が有する影響要因と環境の関係に関する知見により、環境負荷の大きさや影響の有無程度を定性的に推定する方法、類似の事例における観察結果から類推する手法、著しい影響や環境負荷を生じないような環境保全対策を検討する手法などが用いられている。

低騒音型（建設機械）

国土交通大臣が別に定める低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき、騒音・振動対策の一環として、騒音低減量などの一定要件に適合する建設機械として指定された建設機械をいう。

デシベル（dB）

ある量と基準の量との比の常用対数を10倍したものの単位をいう。この対数尺度と人間の感覚量がよく一致するため、騒音レベル、振動レベルなどの単位として用いられている。

【と】

等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

等価騒音レベルとは、騒音データをエネルギー量で平均して、何デシベルの騒音に相当するかを求めたもの。騒音の環境基準には、等価騒音レベルによる値が用いられている。

騒音に係る環境基準は、従来は騒音レベルの中央値（ L_{50} ）で評価していたが、1998年に「平成10年環境省告示64号」により改正され、1999年4月より等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）で評価することになった。

道路交通振動

自動車が道路を走行することによって発生する振動をいう。自動車の走行そのものが原因ではあるが、影響のあらわれ方には道路の舗装等の道路構造も関係する。

特定建設作業

騒音規制法及び振動規制法で、それぞれの法律に基づき指定された著しい騒音や振動を発生する建設作業をいう。騒音規制法では、くい打ち機や削岩機等を使用する作業等の8種類の作業が、また、振動規制法（1971）では、くい打ち機、ブレーカーを使用する作業等の4種類の作業が指定されている。騒音規制法や振動規制法に基づき指定された指定地域内において、このような作業を含む建設工事を実施する場合には事前に市町村長に届出をする等の規制がなされている。

特定建設作業に伴う騒音、振動の規制基準

特定建設作業とは、建設作業のうち、著しい騒音や振動を発生させる作業で、騒音規制法や振動規制法において定められた建設機械（さく岩機等）を使用する作業を示している。市長が指定する地域においてこれらの建設機械を使用する建設について騒音及び振動が規制されており、事業の敷地境界での騒音レベル及び振動レベルを規制基準と比較することとなっている。

【な】

【に】

二酸化窒素 (NO₂)

窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの『固定発生源』や自動車などの『移動発生源』のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。

燃焼過程からほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。代表的な『大気汚染物質』である。また、生物活動に由来する自然発生がある。地球規模では二酸化窒素のほとんどが生物活動から発生しているが、都市地域の固定発生源や移動発生源などによる高密度の発生が知られている。

人の健康影響については、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。このため二酸化窒素の環境基準は「1 日平均値が 0.04~0.06ppm の範囲内またはそれ以下であること、またゾーン内にある地域については原則として現状程度の水準を維持しまたはこれを大きく上回らないこと」としている。

汚染状況について、年平均値は長期的にはほぼ横ばいの状況が続いている。平成 16 年度の環境基準達成率は『一般環境大気測定局』で 100.0%とほぼ達成されているが、『自動車排出ガス測定局』で 89.2%と特に大都市などの自動車排出ガス測定局においては、厳しい状況が続いている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、『光化学オキシダント』の原因物質でもある。

日平均値の 2 %除外値（日平均値の年間 98%値）

環境基準による大気汚染の状況の長期的評価は、測定した日平均値の 2 %除外値（測定値が高い方から 2 %に当たる日を除外した後の最高値：有効測定日数が 100 日であれば 3 番目に高い日の値）、または、日平均値の 98%値（測定した日平均値の内、低い方から数えて 98%目の値）を環境基準と比較するとされている。二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の長期的評価は日平均値の 2 %除外値で、二酸化窒素の長期的評価は日平均値の年間 98%値で行う。

日射量

地表面に到達する単位面積あたりの日射によるエネルギー量。日射量の約半分が可視光線で占められ、残りの大半が近赤外線と占められている。

年平均値

①大気観測等

測定値の 1 時間値をもとに解析・集計した結果を、集計値といい、1 日単位の集計値を日間値、1 か月単位の集計値を月間値、1 か年単位の集計値を年間値という。年間値のうち、平均を集計したものを年平均値という。

②水質等

測定回ごとの測定値（個別測定値）をもとに解析・集計した結果を、集計値といい、1 日単位の集計値を日間値、1 か月単位の集計値を月間値、1 か年単位の集計値を年間値という。年間値のうち、平均を集計した値を年平均値という。

【ぬ】

【ね】

年平均濃度

単位が濃度で表されるものについて、年平均値と同様の意味で使われる。

【の】

【は】

排出ガス対策型（建設機械）

国土交通(旧建設)省では平成3年に「建設機械に関する技術指針」を制定し、建設工事の作業環境の改善等に資する建設機械の排出ガス基準値（第1次基準値）を定め、その基準値を満足した建設機械を「排出ガス対策型建設機械」と指定し、建設工事において使用することにより環境対策を推進している。

さらに、平成13年度から排出ガス基準値を強化し、新たにPM（粒子状物質）も削減の対象に追加し、第2次基準値による指定も開始している。

バックグラウンド濃度

負荷しようとする発生源の影響がない状態での、環境濃度。

パフモデル

煙の拡散を定量的に予測しようとする時に使われる予測計算式（シュミレーションモデル）のひとつで、無風又は微風の気象条件の計算式として利用される。瞬間的に排出された煙の形を英語の「puff」（丸く、ふわっとしたもの）に見立てて名付けられた。非定常態や無風、微風時の汚染物質の濃度の空間分布を求めるのに適する。予測濃度は汚染物質の排出量に比例し、煙の広がり幅に反比例し、煙（パフ）の中では汚染濃度は正規分布しているとの仮定に基づいており、連続して排出される煙（パフ）の汚染濃度を積分した値が予測値として計算される。なお、有風時はプルームモデルが適している。

【ひ】

人の振動感覚閾（いき）値

振動をだんだん小さくしていくと、人間はやがて振動を感じなくなる。また、振動をだんだん大きくしていくと、ある大きさ以上になると人間は振動を感じ始める。この、境の値を振動感覚閾値といい、その値は55デシベルと考えられている。気象庁の震度階をデシベルに換算すると以下のとおりになる。なお、屋内で感じる振動の大きさは、建物の構造等により大きく変化する。

震度	振動レベル	人間の感じ方
0	55dB 以下	人は揺れを感じない。
1	55～65dB	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
2	65～75dB	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、揺れを感じる。
3	75～85dB	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。

注 震度階は7まで設定されているが、この表からは省略している。

出典：「新訂公害防止の技術と法規振動編」（(社)産業公害防止協会）、「気象庁ホームページ」

【ふ】

風配図

方位別の風の出現頻度を百分率であらわし、放射状のグラフで表示させたもの。

フォトモンタージュ

主要眺望点等から撮影した写真上に、施設等の完成予想図を合成して景観を予測する手法で、最も一般的に用いられており、再現性が比較的高く、適用範囲が広い特徴をもっている。現況の景観写真に新たに出現する施設のイメージを合成するため、将来の景観変化の状況を把握す

ることができる。なお、簡略化した方法として輪郭線のみを写真上に表示する方法もある。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法（1993）に基づいて定められる環境基準については、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義している。

発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼす。年平均 $100\text{mg}/\text{m}^3$ になると呼吸器への影響、全死亡率の上昇などがみられることなどが知られている。このため SPM の環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、と定められている。汚染状況について、年平均値は近年ほぼ横ばいからゆるやかな減少傾向が見られる。平成 16 年度の環境基準達成率は、一般環境大気測定局での長期評価が 98.5%、短期評価が 80.8%、自動車排出ガス測定局での長期評価が 96.1%、短期評価で 66.3% となっている。

ブルームモデル

煙の拡散を定量的に予測しようとする時に使われる予測計算式（シュミレーションモデル）のひとつで、有風の気象条件の計算式として使用される。風下に連続して流されていく煙の典型的な形の 1 つを英語の「plume」（羽飾り）に見立てて名付けられた。平たん地で風下に向かって連続して拡散される定常状態の汚染物質濃度の予測値を求めるのに適する。予測濃度は汚染物質の排出量に比例し、風速・煙の広がり幅（水平方向と垂直方向）に反比例し、煙の切り口では汚染濃度は正規分布しているとの仮定に基づいている。なお、無風時はパフモデルが適している。

粉じん

大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質の総称として呼ばれる場合と、大気汚染防止法（1968）が大気汚染物質の発生源を規制するために定義しているものがある。また、労働安全衛生法（1972）は作業環境における粉じんによる健康被害を防止する規制を行っている。大気環境中の粉じんには粒径、成分のさまざまなものがあり、降下ばいじんは $10\mu\text{m}$ 程度かあるいはそれ以上で比較的粒子が大きく、人の肺機能に影響すると考えられている $10\mu\text{m}$ 以下のものは『浮遊粒子状物質』と呼ばれる。

【へ】
【ほ】
【ま】
【み】
【む】
【め】
【も】
【や】
【ゆ】

有効煙突高

実際の煙突の排出口の高さではなく補正された排出口の高さのことで、排煙が大気中を上昇し、最終的に到達する煙軸の高さをいう。

【よ】

要請限度（騒音、振動）

騒音規制法及び振動規制法では、都道府県知事は、道路交通騒音及び振動が総理府令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者又は都道府県公安委員会に対し措置を執るべきことを要請するものとされている。この、総理府令で定められる限度のことを一般に要請限度という。

【ら】

【り】

リバーフロント建築物等美観形成協議制度

広島市都市美計画に基づき、広島市の特色である川沿いの地区について、建築物等の美観形成を図るうえで重要な事項を定め、もって川を生かした良好な都市景観の形成に資することを目的とする。対象は太田川、猿猴川、京橋川、元安川、本川、天満川、太田川放水路又は港湾沿いの区域内において適用される。

【る】

【れ】

【ろ】

【P】

ppm

ppm とは、“part(s) per million” の頭文字をとったもので「百万分率」のこと。ある量が全体の百万分のいくつかを表す単位で、無次元量で、我が国の環境関係では、大気中にある汚染物質の含有率を表すことに使われ、一般に体積比で示す。